

秋田県・市町村協働政策会議総会次第

日時 平成28年5月23日（月）午後3時～

場所 秋田県市町村会館 大会議室

1 開 会

2 あいさつ

3 議 事

(1) 市町村提案について

① 保安上危険な住家への対応について（市長会） 【資料1】

② 県・市町村協働による秋田県種苗交換会の開催について（市長会）
【資料2】

(2) 県提案について

① 自治体情報セキュリティクラウドの共同運営について 【資料3】

② 奥羽、羽越新幹線整備促進期成同盟会（仮称）の設立について 【資料4】

(3) 県からの説明・報告事項について

① 地域おこし協力隊制度導入の加速化について 【資料5】

② 平成28年度訪口青年ビジネスチャレンジ事業について 【資料6】

③ 自殺者の状況及び平成28年度の取組方針について 【資料7】

④ 女性の活躍推進にかかる取組について 【資料8】

⑤ 市町村との協働による秋田県T P P農業関連対策大綱の推進について
【資料9】

⑥ コンパクトなまちづくりに関する取組について 【資料10】

⑦ 県警察の重点取組事項に関する協力依頼について 【資料11】

(4) 前回の協働政策会議のフォローアップについて 【資料12】

(5) その他

4 閉 会

秋田県・市町村協働政策会議の提案事項について

団体名 秋田県市長会（湯沢市）

項 目 名	保安上危険な住家への対応について
提 案 要 旨	保安上危険な住家の改善に向けた具体的対策を進めるため、県と市町村が協働により対応していく仕組みを整備する。
理 由 (背景等)	<ul style="list-style-type: none"> ・市街地、中山間地域に関わらず、適正な管理が行われていない住家が増加し、景観の悪化や防災・防犯上の問題を引き起こしている。 ・屋根が崩落し、外壁が傾斜するなど著しく保安上危険な家屋であって、現にその家屋に人が居住している場合、所有者や居住者が除却や修繕など具体的対策をとらない限り、改善することが難しい状況にある。 ・少子高齢化・核家族化の進行に伴い、家屋を適切に維持管理することが難しくなり、今後、著しく損傷した家屋に住み続ける住民が増加することも懸念されることから、市町村からの情報を基に、県の権限で実施することができる措置等を検討・実施し、市町村は居住者の生活面をサポートするなど、保安上危険な住家の改善に向けた具体的対策を進めるため、県と市町村が協働により対応していく仕組みを整備する。

秋田県・市町村協働政策会議の提案事項について

団体名 秋田県市長会（湯沢市）

項 目 名	県・市町村協働による秋田県種苗交換会の開催について
提 案 要 旨	秋田県農業のさらなる発展につなげるため秋田県種苗交換会を県・市町村の協働により開催する。
理 由 (背景等)	<ul style="list-style-type: none"> ・ 秋田県種苗交換会は、明治11年の初開催以来、途切れることなく毎年開催され、秋田県農業の一大祭典として、県農業の振興、地域文化の発展に大きく寄与してきている。 ・ 秋田県種苗交換会は秋田県農業協同組合中央会が主催し、各地域振興局管轄区域をローテーションし開催されており、地元市町村は、この種苗交換会を盛大かつ円滑に実施するため、国、県の関係機関並びに農業関係団体、各種関係団体と協賛会を組織し、協賛行事を多数開催しているところである。 ・ 日本一長い歴史を持つ「農の祭典」である秋田県種苗交換会をさらに発展させ、秋田県農業の発展につなげるため、協賛行事への人員動員、会場の整備等、県と市町村が協働して取組む体制を整備する。

秋田県・市町村協働政策会議の提案事項について

部局名 企画振興部

項目名	自治体情報セキュリティクラウドの共同運営について
提案要旨	<p>マイナンバー制度施行に伴い、より高度な情報セキュリティ対策が必要となることから、県が構築中の、市町村と共同利用する「自治体情報セキュリティクラウド」（以下セキュリティクラウドという。）の運営について、運営主体、監視体制、運営経費及び各自治体の負担金額等に関し、県と市町村で協議・合意のうえ、セキュリティクラウド完成までに決定する必要がある。</p>
理由 (背景等)	<ul style="list-style-type: none"> ・日本年金機構における個人情報流出事案を受け、総務省は昨年度、「自治体情報セキュリティ対策検討チーム」を設置しその検討報告で各地方自治体の情報セキュリティ対策の抜本的強化を図るための三層からなる対策が示された。その対策の中で、県と市町村のインターネット通信を一つに集約し共同で監視等を行うセキュリティクラウドの整備について、国の平成27年度補正予算による補助金を活用し、これまで市町村と意見交換を行い、現在県において構築中である。 ・セキュリティクラウドの構築・運用のメリットとしては、 <ol style="list-style-type: none"> 1. 県及び市町村における一定以上の情報セキュリティレベルの確保・向上 2. システムの共同利用によるコスト削減 3. 情報セキュリティ専門人材の集中的投入による※インシデントの早期発見と対処が見込まれている ・セキュリティクラウドの運営に要する各自治体の経費に対する国の財政支援については、全国知事会を通じて要望していくこととしている。 <p>※インシデント・・・事故につながるような危険性</p>

自治体情報セキュリティクラウドの概要

1 自治体情報セキュリティクラウドとは

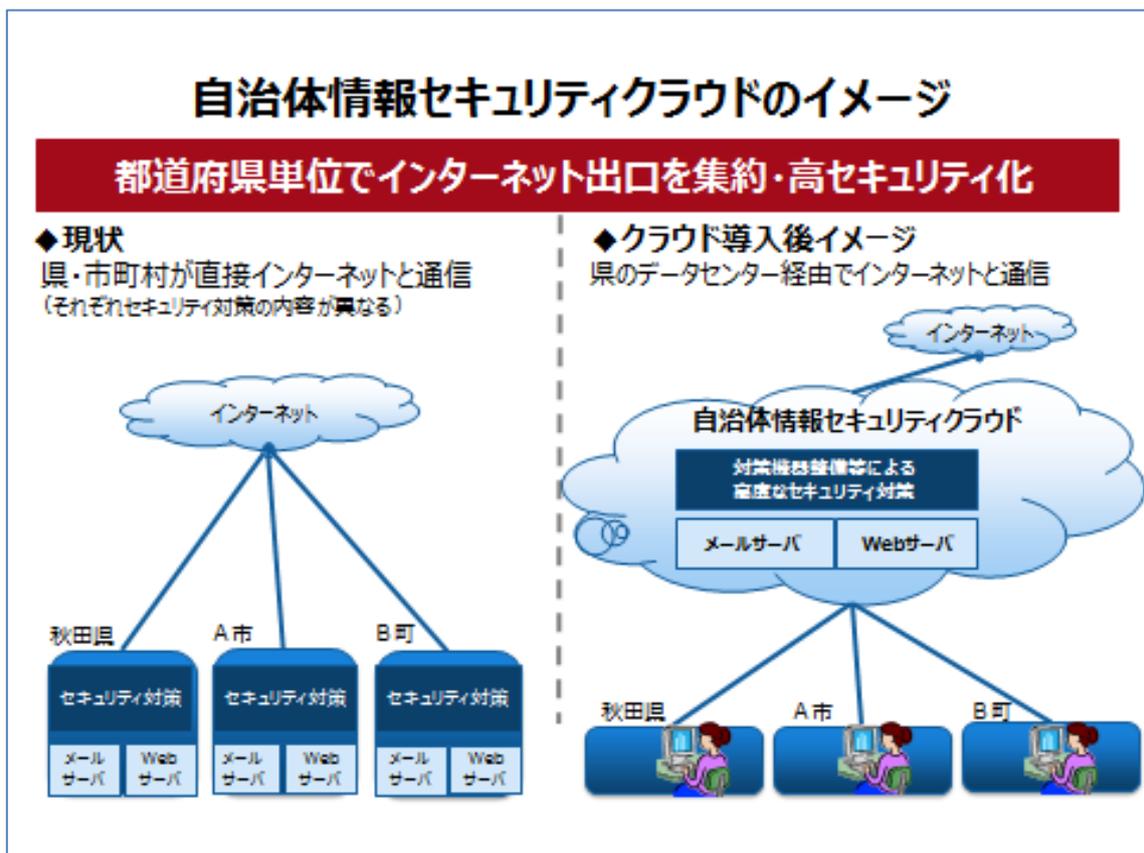
自治体情報セキュリティクラウド（以下、セキュリティクラウドという。）とは、現在各市町村が個別に設置しているWebサーバ等の監視対象を県と市町村が協力して集約し、監視およびログ分析・解析をはじめ高度なセキュリティ対策を実施するもの。

2 セキュリティクラウドのメリット

- ・ 各市町村における必要なセキュリティレベルの確保・向上
- ・ 機器・運用の共同利用によるコスト減
- ・ 情報セキュリティ専門人材によるインシデントの早期発見と対処

3 整備予定のセキュリティ対策機器

- ① ファイアウォール
インターネットとの通信について「許可/拒絶ルール」に基づき、通信パケットの転送、破棄等を行う。
- ② マルウェア/スパム対策機器
インターネットとの送受信メールについて、有害な迷惑メール等の拒絶を行う。
- ③ URLフィルタ機器
インターネットへの閲覧通信について、不正なサイトへの接続を拒絶する。
- ④ 振る舞い検知機器
異常な動作をするプログラムを検知する。



秋田県・市町村協働政策会議の提案事項について

部局名 観光文化スポーツ部

項 目 名	奥羽、羽越新幹線整備促進期成同盟会（仮称）の設立について
提 案 要 旨	奥羽、羽越新幹線の整備促進に向け、市町村、関係団体等との意識共有を図りながら、活動推進の体制づくり等を進め、整備促進に向けた機運を醸成するため、県内の市町村、議会、関係団体等からなる「奥羽、羽越新幹線整備促進期成同盟会（仮称）」を設立する。
理 由 (背景等)	<p>現在、国は、全国新幹線鉄道整備法で定める基本計画路線（奥羽新幹線、羽越新幹線等）の今後の方針を示していないが、北海道新幹線等の整備新幹線は概ね平成42年度頃まで整備の目処がつくことから、今後、基本計画路線について、整備計画への格上げに向けた検討を始める可能性がある。</p> <p>また、四国や東九州などは、既に基本計画から整備計画への格上げを目指した取組を活発化しており、本県としても山形県等と連携を密にして、奥羽、羽越新幹線の整備計画格上げに向けた活動を展開する必要がある。</p>

地域おこし協力隊制度導入の加速化について

平成28年5月23日

活力ある集落づくり支援室

1 趣 旨

本県における市町村単独での地域おこし協力隊の募集に対する応募者数が少ないことや、退任した隊員の定住率が低いこと等を改善するため、県が総合窓口となった合同募集事業、市町村及び商工会等の関連団体向けの制度導入説明会、隊員向けの起業支援を含む定住に向けたスキルアップ研修を実施する。

2 概 要

(1) 地域おこし協力隊合同募集事業

【時 期】 第1回 平成28年9月下旬(予定) 5市町村程度を想定

第2回 平成29年1月(予定) 7市町村程度を想定

【内 容】 ①首都圏での合同募集説明会開催(会場 移住・交流情報ガーデン)
参加自治体プレゼンテーション、協力隊員とのトークショー、
個別相談会等

②移住情報誌による情報発信
「田舎暮らしの本」への掲載

③チラシ、ポスターによる告知
ふるさと回帰支援センター等の移住関連施設及び秋田県に興味
がある人材が集まる飲食店や秋田アンテナショップへの配布・
掲示

④Webサイトによる情報発信
JOIN、全国移住ナビ、ふるさと回帰支援センター、
関係団体会員へのメール配信等(約10媒体を活用予定)

【負担金】 参加1市町村あたり30万円

(2) 地域おこし協力隊制度導入説明会

【時期】 平成28年9月(予定)

【内容】 市町村及び商工会等の関連団体を対象とした、定住を目的とした同制度の概要の説明、市町村と他団体が協働して地域おこし協力隊を活用した先進事例等の紹介

(3) 地域おこし協力隊スキルアップ研修

【時期】 平成28年9月(予定)

【内容】 地域おこし協力隊員を対象とした、退任後の定住に向けた起業等についての手法や支援制度の説明、退任後に起業し定住した隊員の事例の紹介

平成 28 年度訪口青年ビジネスチャレンジ事業について

平成 28 年 5 月 23 日

国 際 課

1 趣 旨

本県とロシア極東地域との新たな交流の可能性を発掘するため、県内産業界の若手からなる訪問団を派遣し、現地産業界との情報交換や企業訪問などを行う。

事業参加者の募集を近く開始予定であり、各市町村へ管内の企業・団体への周知・参加者の推薦をお願いしたい。

2 概 要

【訪問時期】 平成28年7月31日(日)～8月7日(日)

【訪問団員】 42名

○県内産業界の若手30名

現地企業、日本センター、産業施設などを訪問し、交流・意見交換

訪問先：ウラジオストク、ハバロフスク（1コース）

○県関係12名

中島副知事、県議会議員、担当職員8名（国際課、商業貿易課ほか）

【主 催】 県

【実施スケジュール】	5月～6月	事業参加者の募集
	7月上旬	事前研修会の開催
	7月31日～8月7日	訪問団の派遣
	9月	参加報告会の開催

3 前回の主な訪問先

(1)ウラジオストク

トラック架装工場、商業港、住宅会社、日本食品販売店、スーパーマーケット、極東連邦大学及び同大学医学部高度医療センター、建設会社

(2)ハバロフスク

工業団地、全国区銘柄ビール工場、乳製品製造工場、文化施設、商業施設

自殺者の状況及び平成28年度の取組方針について

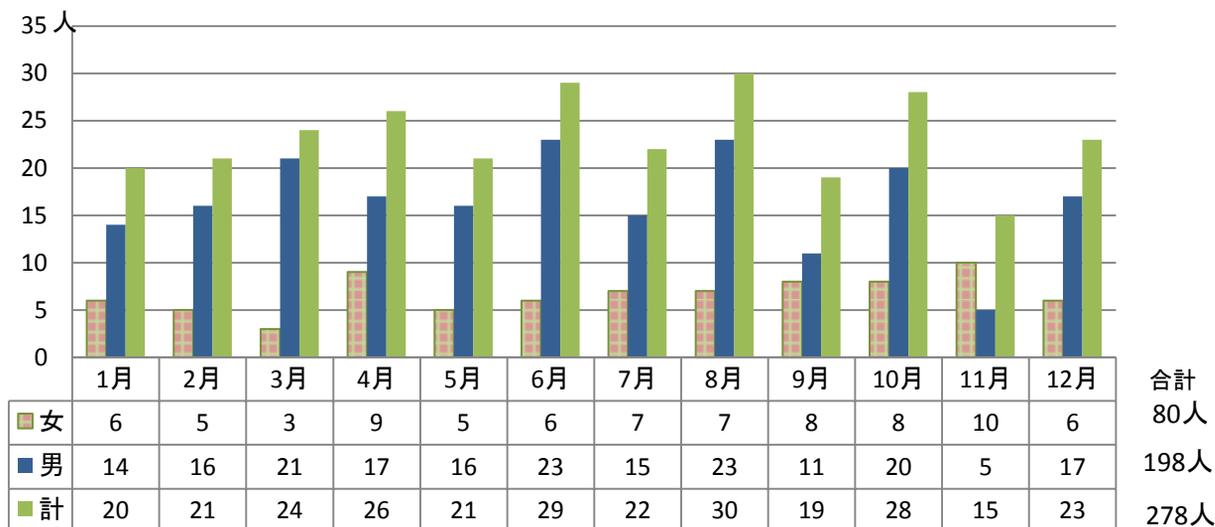
平成28年5月23日
健康推進課

(1) 自殺者の状況 (県警統計より)

年別	平成27年	平成26年	増減
自殺者数	278人	277人	1人

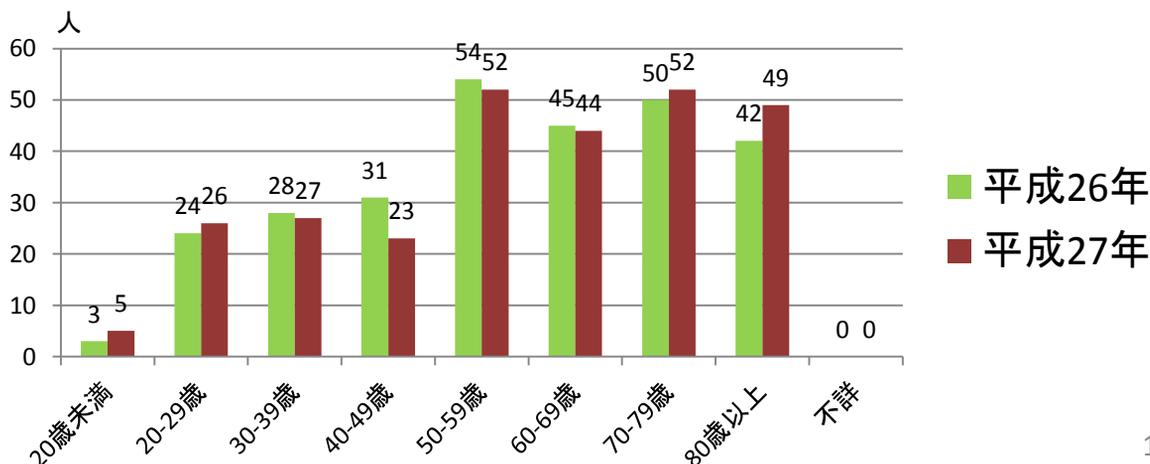
月別・男女別

月別では8月が30人で最も多く、次いで6月が29人、10月が28人となっている。
男女別では、男性は女性の約2.5倍となっている。



年代別(10歳階級別)

働き盛りの50歳代と70歳代が52人で最も多く、次いで80歳以上となっている。
また、30歳未満と70歳以上が昨年 비해増加している。



(2)平成28年度の取組方針

引き続き全庁的な対策の推進を図るとともに、家庭、職場、地域における気づきや見守りの促進など、民・学・官一体となった施策を県民運動として展開する。

1) 県民に対する普及啓発活動と相談体制の充実強化

◇情報提供・普及啓発活動の充実強化

- ・「自殺予防県民運動大会」の開催など、秋田ふきのとう県民運動との連携強化
- ・街頭キャンペーンやテレビ・ラジオCM等による、気づきや見守り等の促進に向けた普及啓発活動の充実強化

◇相談体制の充実強化

- ・「ふきのとうホットライン」を活用した各種専門相談機関の連携推進
- ・悩みを抱える方に対して、身近で寄り添った支援を行うことができるメンタルヘルスサポーターやゲートキーパーの養成

2) うつ病等の早期発見・早期受診の促進とメンタルヘルス対策の促進

◇うつ病等の早期発見・早期受診の促進

- ・関係者に対する研修等によるうつ病等の正しい知識の普及啓発
- ・かかりつけ医と精神科医の連携による早期発見・早期受診の促進

◇職場のメンタルヘルス対策の促進

- ・事業主等に対する研修の実施や悩みを相談しやすい職場環境の整備に対する支援
- ・ハローワークと協働で実施する心の健康相談

3) 地域における取組への支援と自殺未遂者対策の充実

◇民間団体・大学・市町村が行う地域における取組への支援

- ・大学や市町村が行うボランティア人材の育成研修や、民間が主体的に行う相談事業等への支援
- ・高齢者の生きがづくり、交流サロンへの支援

◇自殺未遂者対策の充実

- ・自殺未遂者支援関係者会議の実施など、未遂者支援対策の促進
- ・自殺未遂者を支援する者に対する研修の実施

あきた未来総合戦略(平成27年度～31年度)

基本目標：新たな地域社会の形成

重点プロジェクト：女性と若者の活躍推進

女性が個性と能力を生かし、地域や職場で活躍できる環境づくりを推進するとともに、ライフステージに対応した支援を行う。

【重要業績評価指標(KPI)】

- 女性の管理職登用率等を盛り込んだ行動計画を策定した300人以下の事業所数
 - ・200事業所(H31)
- 男女イキイキ職場宣言事業所の数
 - ・500事業所(H31)

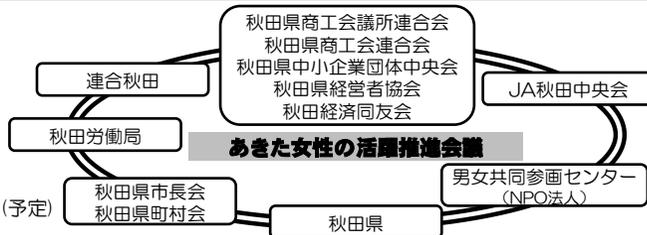
具体的な取組(平成28年度)

方向Ⅰ：女性の活躍に向けた推進体制の強化

■「あきた女性の活躍推進会議」の開催

○経済団体等と国・県・市町村が共通認識のもと一体となって、広く女性の活躍推進の機運を醸成し、女性が活躍できる環境づくりを促進

- ・推進会議 第1回 6月23日、第2回 11月(予定)
- ・連絡会議(担当者) 第1回 5月17日、第2回 10月(予定)、第3回 2月(予定)



◎女性の職業生活における活躍の推進に関する法律(女性活躍推進法)

平成27年9月4日(事業主行動計画に関する規定は平成28年4月1日)施行

【基本原則】

- ①女性の個性と能力を十分に発揮できるようにすること
- ②男女の職業生活と家庭生活との円滑かつ継続的な両立が可能となること
- ③女性の職業生活と家庭生活との両立に関し、本人の意思が尊重されるべきものであること



県・市町村の役割

方向Ⅱ：女性が活躍できる環境づくりの促進

■秋田県女性の活躍推進企業表彰(仮称)の実施

○女性の活躍に向けた取組が顕著な企業等を知事表彰し、その取組を促進

■経営者等を対象としたセミナーの開催

- あきた女性の活躍推進会議の構成団体及びその会員企業等の経営者や管理職を対象としたセミナーの開催
 - ・開催時期：11月(予定)

■普及啓発のための取組

- 日本女性会議2016秋田への支援
 - 主 催：日本女性会議2016秋田実行委員会、秋田市
 - 開催日：平成28年10月28日(金)～30日(日)
 - 内 容：基調講演、分科会、シンポジウム、エクスカージョン等
- 民間団体等が開催するシンポジウム等への支援
 - ・第2回輝く女性を応援する秋田サミット 平成28年8月20日(土)・21日(日)
- 女性の活躍推進ハンドブック、チラシの配布による普及啓発
- 「あきた女性の活躍応援ネット」による先進事例等の情報の提供

■事業所における一般事業主行動計画の策定促進

○事業所を訪問し、女性の就労実態等の調査を行うとともに、女性の活躍に係る実践的な取組についてのアドバイスを実施

- 【一般事業主行動計画の策定】女性の管理職登用率等を盛り込んだ行動計画を策定する。
 - ・301人以上の事業所(義務)→すべての事業所(82)で策定済
 - ・300人以下の事業所(努力義務)→2事業所

■「男女イキイキ職場宣言事業所」拡大の取組

○女性の能力活用等に積極的に取り組む事業所を「男女イキイキ職場宣言事業所」として、パンフレット等で広く周知

- ・平成28年3月31日現在 294事業所

■入札参加資格審査における評点付与

○女性が活躍できる職場の環境整備等に取り組んでいる事業所に対して、入札参加資格審査で評点を付与

■市町村の女性活躍推進の取組への支援(H28.6月補正予定)

○国(内閣府)の地域女性活躍推進交付金を活用

- 仙北市、湯沢市

○推進計画の策定(法第6条、努力義務)

県及び市町村は、国の基本方針を勘案して、区域内における女性の職業生活における活躍に係る推進計画の策定に努める。(市町村は、県の推進計画策定後は、当該計画も勘案)

- ・県：男女共同参画社会基本法に基づく都道府県男女共同参画計画と一体的に策定(平成28年3月)
- ・市町村：7市策定済
 - ※県は未策定市町村に対し推進計画策定を支援

○特定事業主行動計画の策定(法第15条、義務)

女性の職業生活における活躍の状況を把握・分析し、数値目標を定めた行動計画を策定する。

- ・県及び全市町村：計画策定済

○協議会の設置(法第23条、任意)

地域の女性の職業生活における活躍の推進に関する取組を効果的かつ円滑に実施するため、県及び市町村は、事業主団体や労働組合等を加えた協議会を組織することができる。

- ・県：「あきた女性の活躍推進会議」を女性活躍推進法に基づく協議会として位置づけ

方向Ⅲ：女性のライフステージに対応した支援

■女性のキャリア形成支援

- 働く女性のスキルアップとネットワーク化を促進する交流会等の実施
 - ・働く女性向けの講座及び交流会 2回
 - ・全県を対象とした拡大交流会 1回

■地域における女性団体等の活動支援

○地域で活躍している女性等との意見交換会や、女性団体等と協働で行う地域の元気創出等に向けた学習、リーダー育成研修等の開催

■小中高校で活用する副読本の改訂

○男女が協力して仕事や家事・育児等に取り組む意義や女性の活躍などについて、学校で学び考えることができるよう副読本を改訂し、活用

市町村との協働による秋田県TPP農業関連対策大綱の推進について

資料9

平成28年5月23日
農林水産部

～構造改革の加速化に向けて～

- ◆ 国が講じる経営安定対策(守りの対策)を活用した上で、これまで重点的に進めてきた構造改革の取組(攻めの対策)を加速させる
- ◆ 協定の発効や内容の完全実施までには、一定の期間を要することから、各品目への影響を注視し、情勢の変化に柔軟かつ機動的に対応しながら、本県農業の成長産業化に向け、市町村と一体で各種施策を展開

県TPP関連予算額	301億円
(うち新規・拡充)	124億円
〔27補正予算〕	91億円
〔28当初予算〕	210億円
参考:国対策予算額(27補正)	3,122億円

1 農業分野 【県予算額 180.6億円(うち新規・拡充100.4億円)】

- 地域農業を牽引する担い手育成と多様なルートからの新規就農者の確保
→集落営農組織等の法人化の促進/農外や県外からの参入も含めた新規就農者の確保・育成/農地中間管理機構の活用による経営規模の拡大/ICTの活用等によるスマートアグリ推進など
<主要事業> 【新規】担い手確保・経営強化支援事業/農業経営発展加速化支援事業/新規就農総合対策事業/【新規】移住就農まるごと支援事業/農地中間管理総合対策事業 等
- 販売拠点を核とする中小規模農家の所得向上
→多品目少量生産や多元販売などによる家族農業の多様なビジネス展開/直売所等を拠点とした販売・交流活動の強化 など
<主要事業> JA販売力強化オリジナルプラン支援事業/農業者等販売力強化チャレンジ事業 等
- 複合型生産構造への転換の加速化と秋田米の競争力強化
→大規模園芸拠点の全県展開/大規模肉用牛団地の整備/異業種連携による6次産業化の取組支援/オール秋田での米の品質区分集荷/実需者ニーズに対応した米品種のラインナップ充実 など
<主要事業> 園芸メカ田地育成事業/【新規】ネットワーク型園芸拠点育成事業/【新規】産地・ワーアップ事業/大規模肉用牛団地整備事業/【新規】畜産クラスター事業/未来にアタック農業夢プラン応援事業/【拡充】6次産業化総合支援事業/【新規】ゴハンといえど秋田米推進事業 等
- 構造改革を支える水田の大区域化・畑地化
→基盤整備の推進/地下かんがいシステム、モミガラ補助暗渠など水田畑地化の推進 など
<主要事業> 【拡充】農地集積加速化基盤整備事業/【新規】水田畑地化基盤整備事業 等

2 林業分野 【県予算額 38.8億円(うち新規・拡充4.2億円)】

- 高い技術と知識を持った若い担い手の確保・育成
→林業大学校を核とした若い林業技術者の育成/高校生の林業への就業促進 など
<主要事業> 「オール秋田で育てる」林業トップランナー養成事業/【新規】秋田の林業就業促進事業/森林・就業雇用総合対策事業 等
- 「ウッドファーストあきた」の推進による県産木材の需要喚起
→県産材の優先活用に関する県民運動の展開/CLT等の活用促進 など
<主要事業> 【拡充】ウッドファーストあきた林業雇用拡大事業/【新規】オリンピック・パラリンピック関連秋田材利用促進事業 等
- 川上から川下まで一体となった競争力の高い木材生産体制の整備
→間伐作業等の集約化/林内路網整備の促進/再造林促進/木材加工流通施設整備 など
<主要事業> 造林事業/林道事業/林業・木材産業構造改革事業 等

3 水産業分野 【県予算額 13.9億円(うち新規・拡充11.6億円)】

- 漁村地域の将来を担う新規就業者の確保
→漁業体験学習や技術研修による漁業就業者の確保 など
<主要事業> 【新規】秋田の漁業がんばる担い手確保育成事業 等
- 地魚の高付加価値化と販路開拓への支援
→産地一体となって取り組むブランド化や高付加価値化/水産物を活用した観光振興 など
<主要事業> 【新規】秋田の水産業モデル創出支援事業 等
- つくり育てる漁業を核とした生産基盤の整備
→新魚種を加えた新たな栽培漁業の推進/漁港・漁場の計画的整備 など
<主要事業> 【拡充】水産振興センター栽培漁業施設整備事業/水産環境整備事業 等

4 輸出を含めた流通販売対策 【県予算額 1.6億円(うち新規1.3億円)】

- 農業法人やJAの販路拡大に向けた主体的取組の促進/県民総ぐるみによる県産農林水産物応援気運の醸成/秋田の強みを生かした農林水産物の輸出拡大 など
<主要事業> 【新規】I Love秋田産推進事業/【新規】You Love秋田産推進事業/秋田発ジャパン・ブランド育成支援事業/【新規】「秋田スギガスキ!」ウッドファーストあきた加速化事業 等

5 地域を活かす中山間地対策 【県予算額 7.0億円(うち拡充6.8億円)】

- 地域資源を活用したアグリビジネスの展開/条件不利地域の農業を支え発展する経営体の育成/多面的機能、地域コミュニティの維持・強化 など
<主要事業> 【拡充】元気な中山間農業応援事業/【拡充】農業法人経営発展支援事業/【新規】中山間地域等担い手収益力向上支援事業 等

経営安定対策等

- (1)国の対策
政府備蓄米の運営見直し/畜産・酪農の経営安定対策の充実(マルキンの法制化や補填率の見直し)など
- (2)県の対策【県予算額 59.7億円】
制度資金を活用した経営のフォローアップ/青果物・花きの価格補填制度/災害復旧等セーフティネット整備など

今後のスケジュール

- 国は、農林水産業の成長産業化を一層進めるために必要な戦略について、平成28年秋を目途に政策の具体的内容を詰めるとしている。
- 自民党のPTにおいても、収入保険制度の導入、飼料用米の推進のための取組方策、生産資材価格形成の仕組み、戦略的輸出体制の整備等について検討を進めている。

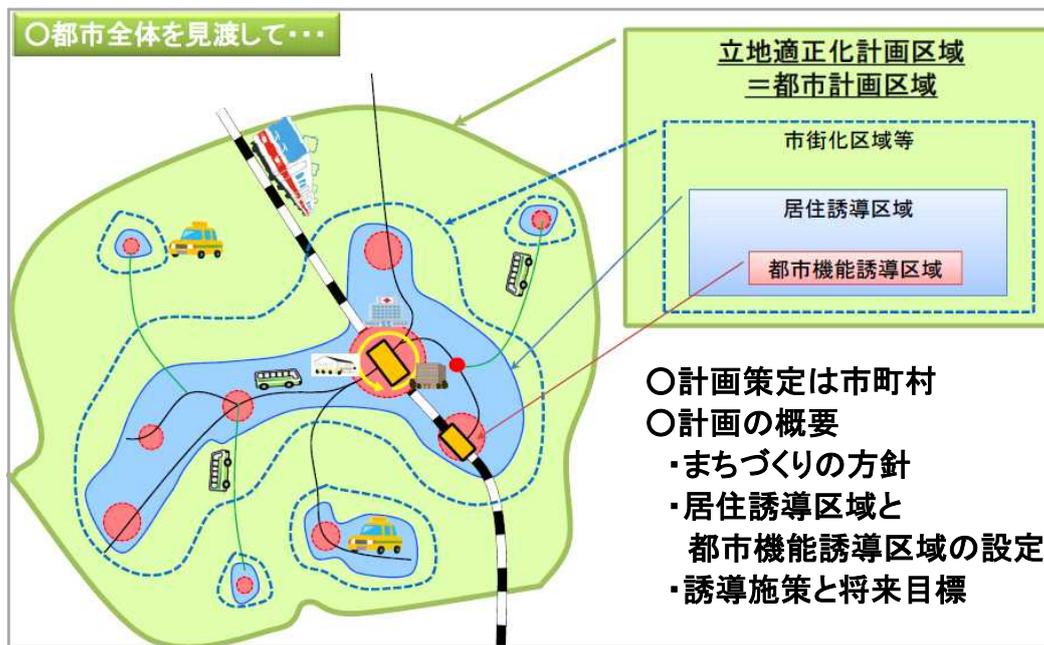
【報告事項】コンパクトなまちづくりに関する取組について

平成28年5月23日
建設部

1. 背景

人口減少や高齢社会に対応したコンパクトなまちづくりを進めるため、国土交通省では、平成26年8月1日に都市再生特別措置法を改正し、市町村が、居住や都市機能を各地域の生活拠点エリアへの誘導を図る立地適正化計画制度を創設した。

2. 立地適正化計画



3. 県の取組

県では、あきた未来総合戦略で位置づけられた「都市のコンパクト化の推進」について、関係市町村と協働のもと取り組むこととしており、平成28年2月には、計画策定の意向がある市町村と研究会を発足した。

【取組内容】

- 平成26年度 ・都市計画区域を有する17市町と勉強会を開催（年3回）
- 平成27年度 ・17市町と勉強会及び先行自治体の視察調査を実施（弘前市等）
・県都市計画課に立地適正化計画に係る相談・連絡調整窓口を設置
- 平成28年度 ・コンパクトシティ研究会の開催
（構成員：秋田市、横手市、大館市、湯沢市、大仙市、仙北市）

4. 市町村との連携・協働

立地適正化計画は、医療・福祉、商業、公共交通などの様々な行政分野との連携が必要なことから、早期の策定には、県と市町村が一体となった取組が重要であるので、関係市町村においては、今後も積極的な研究会・勉強会等への参画をお願いする。

県警察の重点取組事項に関する協力依頼について

平成28年 5月23日
秋田県警察本部

協力依頼要旨	<p>1 経費削減、ワンストップサービスの導入によるサービス向上及び公共施設における犯罪抑止に資するため、交番等の改築に際しては、公共施設への設置促進について協力を依頼する。</p> <p>2 高齢運転者の自動車運転免許証自主返納の促進により、高齢者の交通死亡事故抑止を図るため、自主返納後に高齢者の交通手段となる地域公共交通の確保や利用促進について協力を依頼する。</p>
協力依頼内容	<p>1 公共施設への交番・駐在所設置について</p> <p>(1) 現状</p> <p>県内にある147か所の交番と駐在所のうち約25パーセントが耐用年数を超え、改築が必要な建物が少なくない。また、財政的事情により、平成23年からの5年間で改築したのは11か所にとどまっている。このペースで改築した場合、一つの建物を平均で約67年間使用することとなり、地域の安全拠点である交番等の安全性に齟齬をきたすおそれがある。</p> <p>(2) 協力依頼事項</p> <p>こうした現状を踏まえ、リフォームによる耐用年数の延伸も検討しているところであるが、公共施設内に交番等を設置することができれば、改築の経費を大幅に削減できるほか、ワンストップサービスの導入による住民サービスの向上や公共施設における犯罪の抑止等にも資することから、県と市町村の協働による公共施設への交番等の設置促進について協力を依頼する。</p> <p>2 高齢者の交通死亡事故抑止に向けた地域公共交通の確保と利用促進について</p> <p>(1) 現状</p> <p>平成27年中の交通事故死者38人中、高齢者は24人と全体の約63パーセントを占め、そのうち運転者は11人であった。</p> <p>警察では、身体機能の低下を自覚した高齢運転者に対する自動車運転免許証の自主返納制度を推進しており、自主返納した65歳以上の高齢者が「運転経歴証明書」を提示することにより、タクシーの乗車料金や支援協賛店での商品購入代金などを対象とした各種割引を受けることができる自主返納支援も進めているところであるが、高齢運転者が返納をためらう理由として「免許を返納したくても自家用車以外の交通手段がない」などの声が多く聞かれるところである。</p> <p>(2) 協力依頼事項</p> <p>各市町村においては、コミュニティバスや乗り合いタクシー等の地域交通の確保に取り組まれているところであるが、高齢運転者の自動車運転免許証自主返納を促進し、高齢者の交通死亡事故を減少させるため、自主返納後の高齢者の交通手段の確保や利用促進について引き続き協力を依頼する。</p>

秋田県・市町村協働政策会議総会における協議結果のフォローアップについて

平成 28 年 5 月 23 日
出 納 局

平成 27 年 11 月 10 日（火）に開催されたこの会議において県から提案をした事項について、現在、次のような取組を進めている。

1 県提案事項について

県の提案	協議結果等	現在の取組状況（予定）
① 秋田県・市町村公共施設等総合管理計画推進協議会（仮称）の設置について 公共施設等総合管理計画に関して、県内の公共施設等の総合的かつ計画的な管理を広域的な視野をもって推進するため、標記協議会（仮称）を設置する。	計画の策定や推進のために必要な情報の共有等を深めるとともに、公共施設等の管理等に関連し、共同管理など県と市町村との協働による取組の拡大に向けた包括的な協議を行うため、「秋田県・市町村公共施設等総合管理計画推進協議会（仮称）」を平成 27 年度中に設置することとする。	【担当：出納局】 ○平成 28 年 3 月 25 日に「秋田県・市町村公共施設等総合管理計画推進協議会」を設立した。 ○同日、推進協議会を開催し、計画策定や推進のためのノウハウや先進事例など、必要な情報を共有するため、総務省職員による講習などを実施した。 ○今後当面は、引き続き、市町村計画の策定を支援するための取組を実施していくが、併せて、協働の観点から公共施設等の共同設置や共同管理、複合化など、効率的かつ経済的な施設管理のあり方について研究を行う。

秋田県・市町村協働政策会議総会における協議結果のフォローアップについて

平成28年5月23日
教 育 庁

平成27年11月10日（火）に開催されたこの会議において県から提案をした事項について、現在、次のような取組を進めている。

1 県提案事項について

県の提案	協議結果等	現在の取組状況（予定）
<p>② 日本遺産認定への取組推進について</p> <p>「日本遺産」は、歴史的経緯や、地域の風土に根ざした世代を超えて受け継がれている伝承、風習などを踏まえたストーリーの下に有形・無形の文化財群をパッケージ化し、これらの活用を図る中で、情報発信や人材育成・伝承、環境整備などの取組を効果的に進めようとするものである。</p> <p>本県においても、地域活性化の一環として、また、文化財等の活用を推進する意味でも、日本遺産の認定を得ることが有益であると考えられることから、県及び市町村が協働して、候補となるストーリーの掘り起こしから認定申請までの取組を推進していくことが適当である。</p>	<p>来年度以降の認定に向けて、県でもストーリーを検討し、関係市町村との連携や調整を図りながら申請に向けた取組を進めていく。</p>	<p>【担当：教育庁生涯学習課文化財保護室】</p> <p>平成27年11月26日、県内の全市町村教育委員会に「日本遺産」の取組状況についての調査を行った。平成28年度認定を目指す市町村が2市1町あったが、いずれも単独では申請できないため、県の調整を希望するとの回答であった。</p> <p>そこで県がすべての市町村が参加できる案（菅江真澄を語り部として秋田県内の自然や文化を紹介する案）を作成し、平成28年1月7日、この案を全市町村教育委員会に照会し、申請に参加する市町村を募った。その結果9市1町が参加を希望したため、県が代表となり9市1町とともに申請を行った。また、これとは別に、地域振興局が中心となって、大仙市、仙北市、美郷町が仙北平野の水と祈りをテーマとした案で申請した。</p> <p>4月25日、文化庁より両案ともに認定にはならなかった旨、公表された。</p> <p>平成29年度認定に向けて、平成28年度も市町村の意見を取り入れながら取組をしていく予定である。</p>